

令和 2 年 4 月 15 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03258

研究課題名(和文) シャーフィイー派法学の展開と東アフリカへの移植

研究課題名(英文) Development of Shafii Doctrine and its Transmission to East Africa

研究代表者

柳橋 博之 (Yanagihashi, Hiroyuki)

東京大学・大学院人文社会系研究科(文学部)・教授

研究者番号：70220192

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、イスラーム法において第2法源とされるハディース(預言者伝承)が、法学説の発展と密接な関係を持ちながら書き換えられていった過程を、法学ハディースと、スンナ派、特にシャーフィイー派の学説とを比較対照しながら辿った。その際に取り上げた法学ハディースは、礼拝前の洗浄用の水、旅行中の断食、敵による妨害や病気を理由とする巡礼の履行不能、女性の婚姻後見、リバー(利息)の禁止則、証拠法をめぐるハディースと、いわゆるメディナ憲章に由来するハディースである。また、口伝者数や異本数の増大を統計的に考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

最大の研究成果であるStudies in Legal Hadithにおいては、これまでごく概説的な分析にとどまっていたハディース(預言者伝承)の内容について、スンナ派実定法、特にシャーフィイー派学説と関連付けながら、その歴史的展開を細部にわたって追跡した。とくに、数量分析を取り入れた点と、スンナ派4法学の成立以前に遡って幾つかの実定法規の展開と結び付けて異本を解釈した点は、近年やや停滞気味だったハディース研究に新たな局面を開くものである。

研究成果の概要(英文)：The most important outcome of this project is Hiroyuki Yanagihashi, Studies in Legal Hadith, Leiden and Boston, 2019. In this book, I have demonstrated that the reformulation of legal hadith went hand in hand with the development of legal opinions of the four Sunni schools of law, in particular the Shafii doctrine, based on the analysis of legal hadith and positive law in seven topics, i.e., hadiths related to the legal status of water to be used for ablution, fasting during a journey, prevention of pilgrimage, guardianship in marriage, prohibition of riba, the law of evidence in a qadi court, and hadiths that originated in the Constitution of Medina.

研究分野：イスラム学

キーワード：ハディース イスラーム法 預言者伝承 シャーフィイー派

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

9 - 11 世紀を対象としたイスラーム法研究は、法源論の理論的な深化や法学派の組織としての成立や発展を考察した優れた研究と比べると、実定法研究はむしろ下火になっている感があった。これは、この時期には具体的な規定をめぐる法学説に大きな変化が見られないという見方が一般的だったからである。しかし、多くが細則に関わるとはいえ、新しい法学説が唱えられることは珍しい現象ではない。代表者は、特に、旧来の学説とは異なる学説が唱えられる際に、預言者伝承の援用の仕方が時代によりまた法学者により異なるという点に着目した。伝承学と法学は元々独立した学問分野として発展し、また異なる原理に基づいていることを勘案するならば、預言者伝承にクルアーンに匹敵する権威を認めるシャーフイー(820 年没。スンナ派 4 法学派の一つシャーフイー派の名祖)の説は、つねに法学説に権威を付与するとは限らず、逆にその権威を脅かす危険もはらんでいるといえる。そのように考えると、預言者伝承を法源としてどの程度援用するのか、あるいは預言者伝承を法学体系とどのように調和させていくのかという問題は、イスラーム法学の重要な課題だといえることができる。本研究はこの意味でイスラーム法研究に対する重要な貢献をなすうと思われた。また、東アフリカへの同派の学説体系の移植はほとんど具体的に考察されていなかった。地域に応じて法規定が変わるとい現象を、特定の地域に関して検証する作業は、同地域に関しては未着手であった。

2. 研究の目的

本研究は 2 つの目的を掲げた。一つは、シャーフイー派が学説体系を発展させていった過程を辿ることである。シャーフイーの最も重要な主張の一つは、その真正性が確定された預言者伝承は、法源としてクルアーンと同等の権威を有するということである。本研究では、一方では、ある程度網羅的に預言者伝承を調べ、それをシャーフイー派学説と照応させる。そして、シャーフイーの直弟子は実際にクルアーンと預言者伝承を法源として学説を唱え、稀にはあるが、師の学説を変更したことを示そうと考えた。もう一つは、シャーフイー派法学が東アフリカに伝播し、受容された過程である。シャーフイー派学説は、エジプト、シリア、イランで発展し完成を見た後に、東南アジアや東アフリカに伝播する。すると、これらの、中東地域とは文化的な伝統や自然環境を異にする地域において、シャーフイー派法学はどのような形で受容されたのかとい疑問が生ずる。東南アジアに関しては、アダット(慣習法)とイスラーム法の関係についての研究が蓄積されてきた。これに比べて、東アフリカへの移植を考察した網羅的な研究はまだ存在しない。本研究は、10 世紀以降におけるその移植の過程を考察することを目指した。

3. 研究の方法

シャーフイー派の法学説と預言者伝承の展開に関しては、平成 28 年度に始まる 4 年の研究期間のうち、全期間を通じて、六大ハディース集に代表されるハディース集から 7 つの大きなトピックとして、礼拝のための洗浄用の水、旅行中の断食、巡礼の履行不能、女性の婚姻後見、利息の禁止則に関わる預言者伝承、いわゆる「メディナ憲章」から派生した預言者伝承、訴訟法をめぐる預言者伝承を可能な限り数多く集め、それらの伝承がどのように発生し、どのように書き換えを受けて異本を生成したのかを、統計的な手法を用いつつ分析し、それとシャーフイー派を中心とするスンナ派法学説の展開との間の相関関係を詳しく調べた。そしてそれを単行本(*Studies in Legal Hadith*, 2019)の形で公刊した。他方、シャーフイー派学説の東アフリカへの移植に関しては、イエメンの学者が一定の役割を果たしたことから、先買い権を例として、まずイエメンにおける学説の受容とその変容を調べる作業に着手したところである。

4. 研究成果

ここでは、十分な成果が得られた、実定法と預言者伝承の間の関係をめぐる研究の概略を説明する。

預言者伝承（ハディース）は、「預言者が語ったり行ったりしたことや、その（教友の言行に対する）暗黙の承認の記録」として定義される。ハディース学者が主張するように、彼らが創案したハディースの真偽判定の方法が有効ならば、ハディースには基本的には異本はないはずである。しかし現実には、おおよそ 60% 程度のハディースには異本がある。本研究では、7つの法学的主題を取り上げ、法学説の展開と異本の文言を比較検討することにより、多くの場合に、それぞれの学説に対応した異本が存在することを示し、異本の発生、すなわちハディースの書き換えが法学説の変化を動機としていること、また、それよりは頻度は低く、また確言は困難ではあるものの、ハディースの書き換えの結果として法学説が変化しと解釈されうる場合も確認された。以下、それぞれの主題毎に説明する。

（1）礼拝前の洗淨用の水に関しては、シャーフイー派とハンバル派は、水が不淨物に触れたが、一見するとそれが清淨に見える場合、水の量が2クッラ（約 200L）以下ならばこれを不淨とみなし、それ以上ならば清淨とみなす。この規定の法源は、預言者が「水が2クッラを超えるならば清淨である」と語ったというハディースに求められている。しかし、このハディースは、本来は、性交などの結果として性的に不淨とみなされた人間が礼拝を有効に行うことができるために洗淨を行った場合に、その残り水が清淨と認められるための水量の下限を定める趣旨であり、この段階ではその量は約 6.1L に等しいとされていた。しかし、性的に不淨とされた人間が洗淨に用いた水の残り水は清淨であり、他の人がこれを洗淨に用いることができるという学説が通説になるにつれて、このハディースは、一旦は法学上は意味がないとされたが、メッカとイラクでは流布し続けた。

他方、メディナにおいては、野生動物や犬がそこから飲んだ水場の水は、一見して清淨ならば礼拝に用いることのできる清淨な水とみなされるという内容のハディースが流布していて、学説もこれに倣っていた。その後、8世紀半ばころになって、メディナからイラクに移住した伝承家は、イラクで語り継がれていた預言者が「水が2クッラを超えるならば清淨である」と語ったというハディースと、野生動物や犬が訪れた水場をめぐるハディースを結合して新しいハディースを作り、これを動物が口をつけた水に関わるハディースとして理解するようになった。

一方、シャーフイーは、恐らくはイラクの別の伝承家の影響下に、同じ「水が2クッラを超えるならば清淨である」というハディースを、メディナで流布していた別のハディースと結合したハディースを真正とみなした。そのハディースによれば、預言者は、動物の死骸などの不淨物が落ちた井戸の水を礼拝や飲用に用いることができると述べたとされる。このハディースのどの異本にも2クッラという水量の制限は言及されていないが、シャーフイーと明らかに彼に影響を与えた伝承家は、このハディースにおいては水量が2クッラを超えているという条件が暗黙の裡に加えられていると見て、ここから水の量が2クッラを超えていれば、それが不淨物に触れたとしても、一見して清淨である限り、これを礼拝や飲用に充てることができる」と解釈した。そしてこの過程で、2クッラは、原義の30倍程度に当たる約200Lの体積として再定義されるようになった。

（2）イスラーム最初期には、旅行中は断食をすることが慣習であった。この慣習は、イラクにおいてもヒジャーズにおいても法学者の多数説を占めていたように思われる。しかし、時期は不明だが、「預言者は旅行中に断食を破った」というごく短いハディースが現れ、何人かの高名な教友の名の下に流布した。このハディースは、旅行中の断食を好ましいと見て、断食破りは止むを得ない状況でのみ行われるべきだとする伝承家と、逆にこのハディースを文字通りに解して旅行中は断食をやめるべきだとする伝承家の両方の陣営によって、自説に有利なように書き換えられることとなった。

旅行中の断食を基本的に推奨する伝承家は、幾つかの方法で書き換えを行った。その一つは、預言者が旅行中に断食を破ったのは、ラマダーン月だったとする趣旨の書き換えである。ラマダーン月の断食は五行の一つに数えられるが、この月であってもクルアーンの教えに従い、旅行者は断食を免除される。この教えを皆に知らしめるために預言者はわざわざ断食を破ったのであって、預言者の行為は一般に旅行者が断食を控えることが望ましいという範例にはならないというのである。別の伝承家は、このハディースにおいて預言者が断食を破ったのは、当該の旅行が酷暑の条件で行われ、人々が苦しんでいたため、それを救うための特別な措置だったとする趣旨の書き換えを行った。また別の伝承家は、預言者は、メッカ征服の途中で断食を破ったとして、これが戦闘に備えるための特別な措置だったとした。

これにたいして、旅行中の断食はそもそも避けるべきだという立場の伝承家もやはり幾つかの方法で元のハディースを修飾した。あるハディースには、預言者が「お前たちが断食を守るとは敬虔行為には当たらない」と言ったとする一節が挿入されている。また預言者が「旅行中に断食を破る者は在宅中に断食を怠る者と同じだ」と語ったとするハディースも、この立場に基づくものである。さらに、一部のハディースにおいて預言者はある教友に「断食をするも破るもお前の好きなようにせよ」と語ったが、これに対して一部の伝承家は、この教友があまりに断食に熱心過ぎたことを示唆する文言を付加している。

（3）あるハディースによれば、教友カアブ・ブン・ウジュラは、メッカ巡礼の途上でシラミに悩まされていた。それを見た預言者は、彼に髪を剃るように命じ、彼がそのようにした後で、

贖罪行為をするように命じた。学説上は、クルアーン 2:196 の解釈として、巡礼者は聖別された状態にあり、髪を切ったり剃ったりすることは禁忌とされる。そこで、いかなる理由であれ、髪を剃った巡礼者は贖罪行為を行わなければならないとされる。これは、シャーフイー派をはじめとしてスンナ派 4 法学派の通説であり、ここから、このハディースは、クルアーン 2:196 が啓示された時と場所、すなわち 628 年にフダイビヤで起こった事件に言及しているとするのが確立された解釈である。

しかし、少なくとも 20 を数える異本のなかで、このハディースを同章句と関連付けたものは半分に満たない。元来、このハディースは、同章句で言及された巡礼団がフダイビヤに到着する前の事件に言及していたようである。さらに、少数の、より古い段階に属すると思われる異本は、クルアーンで言及された贖罪行為に関して、やはりスンナ派 4 法学派よりも古い学説を前提としている。すなわち、それによれば、同章句に掲げられた贖罪行為は、聖別状態を解除するための儀礼行為の一部である。すなわち、シラミがたかって髪を剃らざるを得なくなったカアブは、クルアーン 2:196 に掲げられた行為(この時点では、その法学的な意義は贖罪ではない)を行うことによって聖別状態を解除され、合法的に髪を剃ることができるようになる。

しかし、ハディースの原本がこのように古い学説に従っていたために、それを新しい学説、すなわち 4 法学派の学説に準拠した文言に書き換えるためには幾つかの困難があった。その最たるものが、カアブが参加していた巡礼団が、メッカの敵対勢力によってフダイビヤにおいてメッカへの到着を妨げられたという事実である。やはり古い学説によれば、敵によって巡礼を妨げられた者は聖別状態を解除されるとされているために、カアブは、フダイビヤにおいて敵によって妨害された者として聖別状態を解除される。したがって、カアブが贖罪行為を命じられた理由をどのように説明するのかという問題が生じたのである。このハディースが 20 以上の異本を含むのは、この問題をいかにして解決するかという点をめぐる伝承家の解釈が区々に分かれていたためである。

(4) 女性の婚姻後見に関するハディースは、主要なものが 2 つ(A と B とする)あるが、それぞれ 20 から 30 の異本を有する。これは、この主題に関して多種多様な学説が唱えられていたことに対応する。それらの学説の論点は、2 つに集約することができる。一つは、女性が自身の婚姻を決定する、つまり夫を選ぶ権利は、財産上の行為能力と軌を一にするのか、それとも婚姻に特有の原理が存在するのかという点である。もう一つは、女性が自分の婚姻を決定することができるとしても、それと自分自身が婚姻契約を締結することができるのか否かはまた別の問題である。したがって、それぞれについてどのような立場を採るかによって最低でも 4 つの立場があるが、それ以外に様々な場合分けがあり、実際には非常に多数の学説が存在する。それに対応して、異本もまた多数存在することになった。

ごく単純化すると、まずハディース A の原型は、メディナで流布していた「アイムは、その後見人よりも自分自身についてより多くの権利を有する」という預言者の言葉である。ここで「アイム」とは、婚姻歴のある(つまり一度婚姻して、夫に離婚されたか夫と死別した)女性を指し、このハディースは、財産上の行為能力を有する女性は、婚姻歴がある場合、再婚の際には、自分の婚姻を決定しかつ婚姻契約を自ら締結することができるという意味である。しかし、8 世紀を通して、このハディースに表現された学説は次第に少数説となっていく。第 1 に、最初にバスラで成立した学説は、女性が自身または他人の婚姻契約を締結することを禁じ、自分の婚姻の締結を後見人に委任しなければならないとした。この制約は、最初は処女に、それから処女か否かを問わずすべての女性に適用されることになり、この学説の発展に対応してハディース A は幾つかの異本を生んだ。第 2 に、女性が自身の婚姻を決定する権利は財産上の行為能力と軌を一にするという説は、処女か否かを問わず適用される、ないしは婚姻歴のある限り処女か否かを問わず適用されるというのがイスラーム最初期の通説だったようである。しかし、この説は次第に、処女女性は婚姻歴を問わず自身の婚姻を決定する権利を有しないという説によって凌駕されることになり、それによってハディース A 中の「アイム」という言葉は、非処女と同義に解されることになった。このハディースの最も人口に膾炙した異本は、やや不自然な解釈を伴うものの、シャーフイー派学説と合致している。

もう一つの主要なハディース B は、教友女性ハンサーウが、父によって望まぬ婚姻を強制されたとして預言者に訴えを起こし、それに応じて預言者が父を呼んで事情を尋ね、その婚姻を解消したというものである。伝記資料中では、ハンサーウは未亡人だったとされている。他方、初期のハディースのなかには、ハンサーウを「アイム」と呼んでいるものがある。これは、婚姻歴のある女性に婚姻決定権を認める趣旨である。しかし、婚姻歴はあっても処女女性は父の婚姻強制に服するという学説の影響下に、ハディース B は書き換えを受け、その過半数の異本が、ハンサーウは処女ではなかったと明記するようになった。

(5) リバー(しばしば利息と訳されるがもっと複雑な内容を持つ)の禁止則は、最終的には、預言者の次の言葉に集約される。曰く、「金と金、銀と銀、小麦と小麦、大麦と大麦、ナツメヤシの実とナツメヤシの実、塩と塩は、同等の物が即時に交換されなければならない。異なる種類の物が交換される場合は、即時に交換される限りにおいて、好きなように交換してよい」(ハディース C)。このハディースは、それぞれ起源と趣旨を異にする幾つか(数え方により 6 から 8

個)のハディースが合体し、さらに縮約されることにより成立したが、その過程で学説の変容を反映して多数の異本を生み出した。それらの、このハディースの構成要素となったハディースは、以下のような法学説を表現している。

第1に、イスラーム初期に利息付金銭貸借が禁止されるようになったのに伴い、これを潜脱するために代物弁済が行われるようになったが、さらにこれを禁止するために、ハディースC中の「即時に交換される限りにおいて」の原型に当たるハディースが現れたようである。第2に、同じような趣旨に基づいて、サラム(代金先払いの売買)における代物弁済が禁止されるようになると、ハディースC中の「小麦と小麦、大麦と大麦、ナツメヤシの実とナツメヤシの実、塩と塩は」の原型に当たる複数のハディースが現れた。第3に、680年頃に行われたウマイヤ朝の通貨改革において、金銀本位制に基づいて慣習上行われていた、金と銀をそれぞれ重量で交換する方法に代えて金貨や銀貨の額面をもってその価値とする政策が強制され、これに対する反対から、「金と金、銀と銀は、同じ重量が交換されなければならない」というハディースが成立した。シャーフィイーを含む一部の法学者や伝承家は、金と金、銀と銀、金と銀の交換も即時に完了しなければならないとする制約を追加して、ハディースCが完成することになる。

(6)622年、メディナに移住して間もない預言者ムハンマドは、メッカからメディナに移住したムスリムとそれを助けたメディナの住民と間の関係についての取り決めと、同地のユダヤ教徒との協約を記した文書、いわゆるメディナ憲章を制定した。現在、これは47条に分けられているが、その第1-15, 22, 39条は、抽出され、別個のハディースとして流布するようになった。これらの条文のなかには、イスラーム共同体とその他の宗教共同体との関係、イスラーム共同体内部におけるムスリム同士の関係、同害報復刑の適用条件などに関わるものがあり、後のイスラーム国家の体制に影響を与えることになる。

メディナ憲章に由来するこれらのハディースおよびそれらの異本には、時代と地域、また伝承家それぞれの立場に従い、文言に変化が見られる。そのなかで最も顕著なのが、同害報復に関わる預言者の言葉「信徒は不信徒のゆえに殺されない。協約者も、協約の期間内では同様である」の異本と解釈である。この言葉は、最初は、ムスリムが協約を結んでいない非ムスリムを殺害しても同害報復刑を受けないし、イスラーム共同体と協約を結んでいる宗教共同体に属する非ムスリムが協約を結んでいない非ムスリムを殺害しても同害報復刑を受けないという趣旨であり、ムスリムと、ムスリムが協約を結んでいる非ムスリムが対等であるという理念に基づいていた。しかし後には、このハディースの解釈は、シャーフィイーに見られるように、イスラーム共同体は他の宗教共同体に優越し、これを支配するという理念により影響を受けることになる。特に、そのある異本においては、この第2文が「不信徒のために支払われる血の代償は信徒の半分である」と書き換えられた。これは、ムスリムが故意に非ムスリムを殺害した場合、ムスリムが殺害された場合の賠償金の半額を支払う義務を負うという意味であり、明らかに、イスラーム共同体の優位という観念に基づく書き換えである。

(7)スナナ派4法学のなかで、一方にマーリク派と特にシャーフィイー派、他方にハナフィー派の間には、訴訟法、なかんずく証拠法に関して、大きな違いが見られる。その違いは、預言者に対して起こされた訴訟とそれに対する預言者の判決に関わる一連のハディースに反映されている。あるハディースによれば、土地の所有権をめぐる訴訟が起こされた時、いずれの訴訟当事者も所有権の立証に必要な証人を立てることができなかった。この時に預言者が下した判決は異本によって異なる。その一部の異本において預言者が下した判決は、経験則に照らしてその主張が正しいという推定を受けるという規定を前提とすればより整合的に理解することができる。また一部の異本において預言者が下した判決は、もし自らの主張を立証することができたとすれば勝訴したであろう当事者に立証責任を負わせるという規定を前提とすればより整合的に理解することができる。マーリク派とシャーフィイー派の学説は前者の異本によりよく一致し、ハナフィー派の初期の学説は後者の異本と一定の親和を示す。

また、証人2人の証言をもって最も典型的な立証と見るのがスナナ派の一致した学説であるが、非常に多くの口伝の経路により伝えられたハディースによれば、預言者は、一方当事者が一人だけ証人を立てた場合に、自分の主張が正しい旨の宣誓を行ったとき、これを勝訴させる判決を下した。シャーフィイー派、マーリク派、ハンバル派は、財産法において原告が一人の証人を立て、さらに宣誓を行った場合に勝訴するとしているが、このハディースの一部の異本は、この説に合致するように書き換えられている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 柳橋博之	4. 巻 85
2. 論文標題 洗浄用の水をめぐる法学説とハディースについて	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 西南アジア研究	6. 最初と最後の頁 1 - 17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 柳橋博之	4. 巻 87
2. 論文標題 ハディースの計量的分析の試み プハーリー『サヒーフ』を資料として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 西南アジア研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 柳橋博之
2. 発表標題 イスナードの定量的分析の試み
3. 学会等名 日本オリエント学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 柳橋博之
2. 発表標題 イスラーム法とハディース（預言者伝承）
3. 学会等名 日本オリエント学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 柳橋博之
2. 発表標題 Statistical analysis of isnads as a method for determining the provenance, and the currency in time and space, of legal rules in the 8th century CE
3. 学会等名 Hadith and Law in Early Islam, University of Exeter (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 柳橋博之	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Brill	5. 総ページ数 628
3. 書名 Studies in Legal Hadith	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----